

奈良県教職員公舎管理規程の一部改正について

令和4年3月1日
学校支援課

1. 改正理由

- ・奈良県立山辺高等学校教職員公舎（以下「山辺公舎」という）は奈良県教職員公舎管理規程（以下「規程」という）第二条中「奈良県教育委員会が管理する建物のうち、学校その他の教育機関の職員の住居の用に供するものとして、教育長が別表に指定したもの」となっている。
- ・山辺公舎について、平成21年3月に閉鎖して以来教育財産として管理を続けてきたが、今後教育財産として活用する見込みがないため、ファシリティマネジメント室と調整のうえ、令和4年4月1日付で普通財産に変更することとした。
- ・そのため、規程について所要の改正を行う。

2. 改正内容

- ・規程別表から「山辺高等学校」の行を削除する。

3. 施行期日

令和4年4月1日

訓令名	理由	要旨
<p>奈良県教職員公舎管理規程の一部を改正する訓令</p>	<p>山辺高等学校に所属する教職員公舎について、令和4年4月1日付で教育財産から普通財産に変更することに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育長が指定する教職員公舎 教職員公舎の一覧から山辺高等学校に所属する教職員公舎を削除する。 (別表関係)</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教職員公舎管理規程（昭和四十七年三月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

別表山辺高等学校の項を削る。

改 正 案		現 行																																		
別表(第二条及び第五条関係)		別表(第二条及び第五条関係)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属 所</th> <th>指 定 公 舎 番 号</th> <th>建 物 の 構 造</th> <th>面 積 (延 面積) (平 方 米)</th> <th>公 舎 費 (月 額)</th> <th>公 舎 費</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 所	指 定 公 舎 番 号	建 物 の 構 造	面 積 (延 面積) (平 方 米)	公 舎 費 (月 額)	公 舎 費	備 考	略							<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属 所</th> <th>指 定 公 舎 番 号</th> <th>建 物 の 構 造</th> <th>面 積 (延 面積) (平 方 米)</th> <th>公 舎 費 (月 額)</th> <th>公 舎 費</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山 辺 高 等 学 校</td> <td>八 一</td> <td>鉄 筋 造</td> <td>各 四 一 九</td> <td>各 五 〇</td> <td></td> <td>八 月</td> </tr> </tbody> </table>	所 属 所	指 定 公 舎 番 号	建 物 の 構 造	面 積 (延 面積) (平 方 米)	公 舎 費 (月 額)	公 舎 費	備 考	略							山 辺 高 等 学 校	八 一	鉄 筋 造	各 四 一 九	各 五 〇		八 月
所 属 所	指 定 公 舎 番 号	建 物 の 構 造	面 積 (延 面積) (平 方 米)	公 舎 費 (月 額)	公 舎 費	備 考																														
略																																				
所 属 所	指 定 公 舎 番 号	建 物 の 構 造	面 積 (延 面積) (平 方 米)	公 舎 費 (月 額)	公 舎 費	備 考																														
略																																				
山 辺 高 等 学 校	八 一	鉄 筋 造	各 四 一 九	各 五 〇		八 月																														